

## 災害見舞金等 請求書

神戸市職員共済組合

組 合 員 が 記 入 す る と こ ろ	組合員 記号・番号	記号 1 番号 123456	所属	〇〇局〇〇課 電話 〇〇〇-〇〇〇〇
	標準報酬月額	〇〇 等級 〇〇〇, 〇〇〇 円		
	罹(り)災年月日	令和 6年 10月 20日	罹(り)災の場所	自宅
	罹(り)災の原因 及び その状況	令和6年10月20日に台風〇〇号通貨による増水で〇〇川の堤防が決壊して反乱したため、自宅が全面床上浸水60センチメートルとなる被害を受けた。		
	上記のとおり請求します。	令和 6年 10月 31日 住所 神戸市中央区加納町6丁目5-1 組合員(請求者)の 氏名 共 済 花 子 [自宅・携帯] 電話 ( 090 ) 〇〇〇〇-〇〇〇〇		

## 《提出にあたっての注意事項》

- 水震火災その他の非常災害により、住居又は家財に損害を受けたときに支給対象となります。
- 裏面の市町村長、消防署長又は警察署長の証明を受けるとともに添付書類を添えて提出してください。
- 災害見舞金の額は、住居と家財で別に算定しますが、合算して標準報酬月額の3か月分が上限となります。災害見舞金支給額の算定基礎となった月数が2か月以上の場合、災害見舞品費として5万円を支給します。
- 支給対象となる住居は、現に住んでいる建物です。
- 家財とは、家具、調度品、寝具、衣服など「住居以外の社会生活上必要な一切の財産」のことをいいますが、不動産・現金・有価証券・貴金属などは含まれません。
- 同一世帯に2人以上の組合員がいる場合は、それぞれに支給されます。(それぞれ請求書が必要です。)
- 給付金は共済組合に登録済みの組合員名義の口座に振り込みます。登録口座を変更したい場合は「給付金振込口座届」(様式3-11)の手続きもおこなってください。  
組合員名義以外の口座への振り込みを希望する場合は、「給付金受取に関する委任状」(様式3-17)をあわせて提出してください。

共済組合受付印
---------

共 済 組 合 事 務 処 理 欄			
伺	事務局次長	医療係長	係
下記のとおり決定する。			令和 年 月 日
支給額			円
法定給付	標準報酬月額	円 × か月分 =	
		(損害の程度により0.5~3.0)	
災害見舞品費			円